

2011.2.19

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

ニュースレター

vol.12

CONTENTS 目次

- 「岡パブログ」始めました！P1
- 日弁連副会長就任にあたってP2
- 玉野支所が開所しましたP2
- 法教育—あなたも裁判員—P2
- サマークラーク体験記P4
- 新任のご挨拶P5
- ～ 各地O Bからの便り ～P6
- スタッフ弁護士の任期を終えてP7

「岡パブログ」始めました！

平成22年
10月20日スタート

岡山パブリック法律事務所でも、ブログを始めることになりました！

弁護士ってふだん何を考えているんだろう？
法律事務所ってどんなことをしているんだろう？

と思われる皆さんに、

**少しでも私たちを身近に感じて
もらいたい！**

というのが、ブログを始めた理由です。

できるだけ更新していきたいと思いますので、
どうぞよろしくお願いいたします。



日弁連副会長就任にあたって

岡山パブリック法律事務所長 水谷 賢 みずたに けん

私は本年4月から日本弁護士連合会（日弁連）副会長の職に就き、宇都宮健児日弁連会長のもとで、1年の任期で、他の副会長とともに、日弁連の会務を担当することになりました。

日弁連は、現在、法曹人口問題や取り調べの全面可視化をはじめとして多くの重要課題を抱えています。私自身は多岐にわたる日弁連会務の一部しか分からず不安もありますが、全力をあげて取り組む覚悟であります。

岡山パブリック法律事務所は2004年（平成16年）8月、「市民のための駆け込み寺」となることを目指して、地方都市では初めての都市型公設法律事務所として開設されました。

これまで、県北の津山市や玉野市などの県内偏在地域、岡山大学ロースクールに延べ3つの支所を開設し、あわせて島根、鹿児島、高知などの過疎地に新人弁護士を派遣する活動を行ってきました。

今の私の最大の関心事は「法の支配をあまねく全国に」広げるために、全国過疎偏在地域の高齢者・障がい者、弱者からの法的需要に正面から取り組むことであります。

今後1年間は、日弁連副会長として活動の拠点を東京に移します。そして、岡山での経験を全国に広げて、「市民の目線」での「第二次司法改革」を実現したいと思います。このため、当事務所の所長の職を辞し、榎本康浩弁護士（岡山大学内支所長）に交代することになりました。多くの方にご迷惑をおかけすることとなりますが、今後は榎本康浩所長のもとでの岡山パブリック法律事務所をよろしくお願い致します。



玉野支所が開所しました！

弁護士法人
岡山パブリック法律事務所
玉野支所ができました。

平成16年 8月	当事務所設立
平成19年 4月	津山支所設立
同年同月	岡山大学内支所設立
平成23年 2月	玉野支所設立



岡山パブリック法律事務所玉野支所長 高橋 吉保 たかはし よしやす

弁護士法人岡山パブリック法律事務所に在籍して5年余り、依頼者の正当な権利を実現したい、との思いで、訴訟活動を中心に経験を積みながら、勤務をしております。しかし、この5年余りを振り返ると、十分な成果をあげることができたか、という点必ずしもそうではありません。敗訴した事案はもとより、勝訴した事案であっても、これで依頼者の正当な権利を本当に実現することができたのか、と疑問に思うことは度々あり、自分の不甲斐なさに呆然としたことは数えきれません。そのような中、この度、弁護士法人岡山パブリック法律事務所玉野支所開設にあたり、所長である水谷弁護士を始めとする多くの方々の支えがあり、支所長として赴任する機会をいただきました。今の自分にどれほどのことができるのであろうか、と不安に思う反面、今まで積んだ経験を基礎に、新しい場所で、新しい役割を果たすことができることに喜びを感じています。

弁護士法人岡山パブリック法律事務所玉野支所に与えられた役割は、分野を限らず、玉野市民の法的アクセス障害を解消し、玉野市民の正当な権利の実現をすることにあります。私自身、期待に応えるべく、自分にできる限りのことをしようと考えています。しかし、それで十分かというとそうではありません。私一人では玉野市民の多様な法的ニーズに応えることは不可能であり、また、法的な観点だけでは解決することができない事件は無数にあります。関係各機関との連携・協力することにより事件を解決していきたいと思っております。

法教育－あなたも裁判員－御津高校模擬評議

弁護士 豊 弘 とよあし ひろむ

——なるほど、確かに、100円ショップで買った包丁であっても、それが刺さって相手がケガをしているんだから、殺すつもりがなかったとはいえないよね。うんうん。

——では、立場を変えて、あなたがもし、ボコボコに殴られた後に、その相手を謝らせるつもりで、包丁を構えたら、相手がそれを奪おうと手を伸ばしてきたとする。あなたとすれば、さっき素手でもやられたのに、さらに包丁を奪われたら今度はどんな目に遭わされるかわからない。そこで、奪われまいとして、包丁をつかみあい、引っ張り合ったら相手がバランスを崩して、こけてしまった。ふと、見てみると、さっきの包丁が相手に突き刺さって、血が出ている。もう、怖くなってしまって、救急車も呼ばずに、逃げ帰った。

——それが、真実だとするよね。

——それが、あとから裁判にかけられて、お前がわざと刺したにきまっている。お前が買った包丁なんだろう。ケンカで刃物を持ち出して、刺すつもりがなかったなんて、そんな言い訳がとおっているの？

——本当にあなたは、刺していないのに、こんな風に言われたらどうする？

最初は、当然殺人未遂で有罪に決まっている、と言っていた者たちも、次第に議論が進みます。

——最初はBさんがAさんを、ボコボコにしたんだよね。

——好きな人の前で、カッコ悪いところ見せつけられたんだから、殺してやろうと思ったのが自然じゃないの？

——包丁はどうやって用意したんだっけ。

——包丁が刺さった後、Aさんはどうしたの？

——現場を実際に見ていた人は誰？

——この証拠で刺したと言っているの？

——でも、Aさんが先に手を出したことは間違いないのでは？

——そうなの？ それも言い分が違うんじゃないの？

平成22年11月30日、御津高校で裁判員裁判の模擬評議を実施してきました。生徒たちは、事前にDVDを観たうえで、被告人が有罪か無罪か、有罪となった場合にどのような刑を科するかを裁判員になったつもりで評議するという授業です。2年生と3年生の混合クラスで約30人のクラスです。その生徒を3グループに分け、他の2名の弁護士とともに私は、一つのグループを担当しました。

私は、評議をリードする役割です。

事案は、飲み屋でAさんとBさんが口論になり、BさんがAさんを、ボコボコに殴ります。そのあと、自宅へ戻ろうと店を出たAさんがしばらくして戻り、Bさんを店の外に呼出した後、Aさんの持っていた包丁がBさんの左わき腹に突き刺さり、Bさんが加療1か月のケガを負ったというもの。Aさんはその後逮捕され、殺人未遂で起訴されたというものです。

Bさんは、Aさんが突然刺してきたと言い、AさんはBさんと包丁の取り合いになった時に包丁が刺さってしまったと言っています。

裁判員は、裁判官と一緒にあって、どのような事実があったのか議論します。そして、その事実を決めるのは法廷で調べた証拠に限られます。証拠には、今回のような包丁も有りますし、証人が話す内容も証拠です。証拠にないことを勝手に判断してはいけません。法律と証拠に基づいてのみ判断することが許されるのです。

そして、どちらか最終的にわからないときには、起訴された被告人に有利となるように判断されます。いわゆる「疑わしきは被告人の利益に」というテーゼです。

生徒たちは、初めは持っていた包丁が刺さっている以上、殺人と言われても仕方がない、というような意見を言っていました。

——それは、警察の考え方ですよ、多分ー

その事実は何の証拠から言えるか、その証拠は信じられるのか。刺していないと考えられる証拠はないか。と言う風に、揺さぶってやると、見事に法的な思考を発揮して、議論が活発になっていきます。

もちろん弁護側の意見に対して、そうは言うけれども、こう言う証拠もある。したがって、この証言はやっぱり信用すべきだ、という検察側の意見もあり、議論は留まるどころを知りません。

黒板とプリントを使った講義ではなかったけれども、法的思考力の一端を伝えられたとすれば幸いです。

Aさんは私のグループでは晴れて無罪放免となりました（他の2グループでは傷害罪でした。）。



サマクラーク体験記

新第64期 司法修習生 立田 久義

たつ た ひさよし

当事務所での「サマクラーク制度（通称サマクラ）」は、平成22年度で3年目を迎えました。平成20年度の第1期生は、現在、当事務所所属弁護士となった西尾史恵弁護士を含む2名でした。（平成20年3月に岡山大学法科大学院を修了後、岡山弁護士会に平成21年12月登録）平成21年度は第2期生として1名を採用し、前年と同様、約3ヵ月間勤務をしていただきました。そして平成22年度は第3期生として2名を迎え入れ、臨床法務を学ぶため、修習開始までのすきま時間を利用して勤務をしていただきました。

今回の特長は、なんと言っても、2名のサマクラ生に本部と支所の両方で勤務をしていただいたことです！第1期生の2名は本部と岡大支所に分かれて、終始勤務地をチェンジすることがなく、同じように「岡山パブリック」に勤務をしたと言っても、かなり違った「サマクラ体験」になったことと思います。第2期生は「生活保護支援中国ネットワーク（通称生保ネット）」の立ち上げと重なったこともあり、勤務地は本部に限定したものでした。第3期生には、当事務所の本部と岡山大学内支所で勤務地を交代しながら体験してもらい、それぞれの雰囲気や役割などを肌で感じ取っていただけたことと思います。

サマクラ制度はこれからも、岡山パブリックとともに発展していきたい、発展させたいと考えています。現在、司法修習中の立田さんから、今回の体験を感想と合わせてご報告いただきましたので、紹介させていただきます。



私は昨年7月1日から3ヵ月月弱の間、サマクラークとして岡山パブリック法律事務所でお世話になりました。

サマクラークのことを知ったのは、新司法試験受験後、アルバイトを探していたときでした。裁判所法改正により、今年からは司法修習費用の給費がなくなるということになっていたので、もし受かっていたためのために修習費用を貯めようと思っていたところ、ロースクールの自習室でサマクラーク募集の記事を見つけたのです。もちろんお金を貯めたいという目的もありますが、私は弁護士になりたいと思ってこの道に進んでいたもので、弁護士事務所でのアルバイトは良い経験になると思いましたし、試験に合格していなかった場合には、次の年の受験に向けてモチベーションを高める良い機会になるだろうと思い、すぐに応募手続きをとりました。

サマクラーク期間中は、弁護士の先生方の仕事を見せていただいたり、いろいろな起案をさせていただいたりして、それはとても楽しく、かつ勉強になりました。また、サマクラークは、司法修習生としてではなく、弁護士としてでもなく、事務職のアルバイトとして法律事務所に入るというものであり、これは特に貴重な経験だったと思います。

私はそれまで法律事務所に入ったことさえなかったので、他の事務所を知らないのですが、サマクラークの期間を通じて事務局の方々と接しているうちに、岡山パブリックの事務局の方々はとても熱心に、意識を高くもって仕事をされていると感じました。

初めにそれを感じたのは、7月2日のことです。サマクラークが始まって2日目で、私はまだ右も左もわからず電話もうまく取れずに、「今日も何もできなかった。」などと思いながら、夕方を迎えていました。すると、私の席の右前のあたりで、事務局の方が数人集まって、明日どこかへ行こうという相談を始めました。私は、仲がいい人たちなんだろうなあ、とぼんやりその話を聞いていましたが、どうもその話の雰囲気が、楽しく遊びに行くような感じではなく、真剣な感じだったため、改めて話を聞いてみると、それは「シェルター」※1の掃除に行くという話だったようです。

私がそこで感動したのは、その話をしている方々が、「面倒だけど仕事だから…」という風ではなく、自ら積極的に「行く」と名乗り出ていることでした。そのような姿勢は、会話の中の「私が関わっているシェルターを見ておかないわけにはいかない。」という言葉などに表れていました。おそらくそれは、仕事の上で必要なことではないのだと思います。しかし、将来の入居者の方たちのため、掃除に行こう、自分の目で確認しておこうという、その行動から、この人たちは責任と誇りをもって自分の仕事をしているのだなと思いました。

また別のところでは、細かいことかもしれませんが、次のようなことがありました。私の友人に、あるタクシー会社の配送係の仕事をしている人がいるのですが、その人が言うには、「岡山パブリックの人は、タクシーを呼ぶ電話がすごく丁寧だ。言葉自体もそうだし、タクシーをつける向きまで指定してくれる。」ということでした。こちら側としても指定したほうがスムーズに乗車できるので良いのですが、タクシーを呼ぶ際にあえて一言加えることによる、身内と相手への配慮があるのだなと感じました。

紙面の都合上これ以上は書きませんが、ほかにも弁護士の先生の仕事をみていながらも、身を粉にして依頼人のために心を配るような姿を見せられて、感動したことが何度もありました。

私はクリスチャンなのですが、聖書には次のような言葉があります。

「何をするにも、人に対してではなく、神に対してするように、心からしなさい。」

これは、夫婦関係や仕事関係において、心から人に仕えなさいという文脈の中で語られている言葉です。

私は、いずれ法曹として働いていく上で心がけるべきことは、法曹の仕事はサービス（仕える）業だということだと考えています。岡山パブリックで、心から人にサービスを提供している弁護士・事務局の方々を目の当たりにして、このことを改めて確認させられました。

岡山パブリックの事務局の仕事は、大変そうですが、魅力的で、新司法試験に三振したら法律事務所に就職活動しようと思っていました。幸いにも私は試験に合格できましたので、修習が終わった後は、弁護士、検察官又は裁判官として、働いていくことになると思います。どこで働くことになるかはわかりませんが、その際には、岡山パブリックで学ばされたことを思い出しながら、働いていきたいと思います。このような経験をする機会を与えてくださった岡山パブリックの方々に感謝いたします。ありがとうございました。

※1 シェルター＝パブリックシェルター（通称パブシェル）のこと。

当事務所がアパート1室を借りて2009年2月より稼働開始している「生活保護申請のための緊急シェルター」のこと。現在は県内3室に。当事務所ニュースレター第7号以降の各号で紹介しています。

♡ 見かけによらず、芯の太い人でした。

弁護士 豊 芦 弘

立田さん、サマークラークご苦労様でした。

さすがに司法試験に合格された後なので、文書の作成を頼んでもそれはそれは、きっちりと調べたうえで仕上げてくれて、とても信頼がおけました。

岡山パブリック法律事務所では、試験勉強でも、ロースクールでも、司法修習でも経験できないようなことが体験できたと思います。

また、プライベートでお酒を飲んでハメを外したところは、なかなか魅力的でした。これからの法曹人生の中で、今回肌で直接感じたことを忘れずに、ただ肩の力は抜いて頑張ってください。

📌 新任のご挨拶

おし だ ともひろ
弁護士 押田 朋大

このたび岡山パブリック法律事務所津山支所で執務させていただくことになりました、押田朋大と申します。静岡生まれの東京育ちで、岡山県を含めて西日本で生活するのははじめての経験ですが、一刻も早く馴染めるようにがんばりますのでよろしくお願いいたします。

趣味は小さなものがいろいろあるのですが、最近は神社仏閣を訪ねることが多いです。東京でもいろいろな場所を訪ねましたが、そのたびに心が洗われる気がして大好きです。また、正反対のように聞こえるかもしれませんが、洋楽を聴くのが大好きです。最近はインターネットでアメリカやイギリスのラジオが聴けるので、英語の勉強も兼ねて、家でよく聴いています。

執務に関しましては、子どもの権利や労働問題についてとりわけ高い関心を有しております。しかしそうした事件の類型よりもむしろ、法律問題を抱えた方々が安心してご相談下さるような、またひとつひとつの事件において常に寄り添って一緒に解決を目指していきけるような、暖かい雰囲気を持った弁護士になるべく、がんばっていききたいと思っております。

こんな私ではございますが、最近はどうやく雪が降る気候にも慣れてまいりました。一生懸命がんばりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



～ 各地OBからの便り ～

安芸ひまわり基金法律事務所 所長弁護士 みそて 溝手 はるか

うみ～♪ 事務所横の屋上出入り口からの眺めにホックリしながら、仕事をしております。

弁護士になり早2年。岡山パブリック法律事務所津山支所を経て、昨年7月より、高知県安芸市にある安芸ひまわり基金法律事務所へ赴任致しました。まずは、事務所内外を問わず、岡山にてお世話になりました皆様、社会人としても弁護士としても未熟者の私を支えて頂き、本当に有り難うございました。この場を借りて御礼申し上げます。そして、今後ともご指導・鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

さて、私が赴任した「ひまわり基金法律事務所」とは、もうご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、簡単に説明しますと、弁護士の少ない「弁護士過疎」の対策のために同地域に作られ、日本弁護士連合会や地元の弁護士会の支援を受けながら運営をしている事務所です。基本的には、独立採算型の個人経営の事務所ですが、各弁護士会からの支援を受けていること、任期制であること、弁護士過疎地域に存在することが大きな特徴です。個人経営の事務所である点で、法テラスとは大きく異なります。岡山パブリックからも、私の赴任にあたり気を利かせて連絡下さった河端弁護士が高知県の須崎に、また、直接の兄弁であり、赴任にあたり私の相談役である大山弁護士が、岡山県の新見に赴任されています。



安芸港 ～事務所近くの高台から～

私は、入所当時から全国のいずれかのひまわり基金法律事務所へ赴任することを予定しておりました。そして、阪神タイガースのキャンプ地ということで、漠然と安芸に行ってみたいなあの気持ちはどこかにありました。しかし、まさか、既に赴任しているとは思っておりませんでした（パタパタ具合は、私らしいなとも思います）。

私は、安芸へ昨年7月に赴任し、初めて、給料をもらう側から、支払う側になり、本当にやっていけるのだろうか当初は不安もありました。それこそ弁護士会費払えるだろうかと通帳にとらめっこすることに始まり、引継後は給料が払えるかなあと通帳にとらめっこ。その他にも、コピーの値段のからくり（何故、A4両面コピーよりA3片面コピーの方が安いのか）を知ってみたり、事業を始めるにあたっての届出の多さを始めて目の当たりにしてみたり、これまで岡山パブリックでは何もかも事務所に甘えていたのだということを実感させられました。

経営も手続きも何もかも分からないままの船出でしたが、引継ぎであったため、前任者の先生や事務の方々から教えて頂けることも多く、また、前任者の先生からは形の有無に関わらず多くのものを引き継がせて頂きました。おかげで、本来業務においては、債務整理等の、地域事情が処理に大きく影響する分野でも（高知は添付資料が細かいです）、非常にスムーズに手続きを進めることができています。地域の方々等との関わりにおいても、市町村や、地域の方々との人間関係も引き継がせて頂いたお陰で、他業種の方への相談もしやすく、地域との連携という意味でも一から作るのではなく既存の中に入っていけばよく楽に溶け込むことができました。他方、福祉関係者等との事例検討会に出かけた際には、津山での経験があったことから、戸惑いを覚えることなく、加わることができ、これまでの経験が生きた場面もありました。

相談や事件の種類については、債務整理・離婚・土地の境界・相続といったものが増えてきています。そして、これまで離婚といえば女性側が多かったのですが、法テラスに先に女性が行き、男性がこちらに来ることが増えてきました。また、津山以上に管内人口も少ないため、裁判官との距離も近く、裁判所でAさんの期日のときに裁判官や書記官も交えて「BさんCさんのことについてこんな感じですよ」と事実上の期日になっている状態です。ときには、裁判官に直接相談をもちかける事もでき、大変助かっています。

赴任後は、このような感じで、年明けの事務所移転を除けば、周りに助けられながら、ほちほちと仕事を進めています。ただ、大好きな海を眺めながらボーッとしていると、あっという間に時間が過ぎてしまいそうなので、海を眺め2月のプロ野球キャンプを楽しみにしつつも、地域の方に利用して頂けるよう、自分の足で走り回りたいと思います。それとともに、子どもシエルターができる岡山に飛び込み、岡山では「子どもシエルターモモ」に関わってきましたが、高知でも「子どもシエルターを」との声があがっています。せっかくですので、高知と岡山のつなぎ役になっていきたいと思っています。

安芸は、龍馬伝でも有名な岩崎弥太郎生家や、現在売り出し中のちりめん丼に、全国生産量日本一のナスのたたき、馬路村のゆず、室戸の鯨。阪神キャンプや、ハニカミ王子こと石川遼選手もやって来るプロゴルフツアーによさこい祭り。美味しいもの楽しいことも沢山ありますので、是非、癒されに安芸へもお越し下さい。

安芸ひまわり基金法律事務所

〒784-0004 高知県安芸市本町3-11-5 安芸商工会館2階

TEL 0887-35-8200

FAX 0887-35-8201

※平成23年1月から、事務所が（同じ建物の）3階から2階に移転しています。
番地、電話番号等は変更していません。

スタッフ弁護士の任期を終えて

弁護士 よしかわ たくい 吉川 拓威

私は、平成18年10月から、1年間岡山パブリックで養成を受けた後、平成19年10月から平成22年9月まで、法テラスのスタッフ弁護士として法テラス指宿法律事務所に赴任しました。

その後、平成22年10月に、岡山パブリックに戻りました。

私は、一スタッフ弁護士だったので、法テラス全体がどうなっているのか必ずしも良くわからない面もありますが、一応、自分の3年間でまとめる意味も含めて、以下に私自身が、スタッフ弁護士をしていて感じたことを少し書いてみたいと思います。

1. スタッフ弁護士の役割・制度について

あくまで、感想と私独自の意見にすぎませんので、その点誤解されませんようにお願いします。

私自身は、今までの弁護士が採算の関係で手が回らなかったところに手を回すのが、スタッフ弁護士の役割だと思っています（この点、もともと筋が悪い案件を負担するのが、スタッフ弁護士の役割であると考えておられる先生もいるようですが、それは誤解だと思います。）。

各種機関との連携なども言われているようですが、それもその延長線上ではないでしょうか。

さらに、スタッフ弁護士には、例えば、検察に対応するような刑事専門性を求める立場もあります（この点、事務所経営を考えつつも熱心に刑事事件に取り組んでおられる先生も多数おられると思いますが、やはり、時間との関係で、刑事を専門にしている検察と比較すると当事者として不十分な調査しかできないと感じている裁判官、弁護士の先生もおられるようです。）。

私自身は、そのような考えもあって良いのではないかという気持ちはあります。

ただ、スタッフ弁護士の役割が、どのようなものであっても、それは、任期付きのものであるというのが大前提ではないかと思っています。

仮に、全く任期のないスタッフ弁護士というものが、生じるとすると、その弁護士の考え方は、従前の弁護士の考え方とはずいぶん違ったものになるでしょうし（結果として良いか悪いかはわかりませんが。）、そのような弁護士が、出現することは、弁護士自治の観点からは望ましいとは思えないからです。

逆にスタッフ弁護士制度のメリットを考えてみたいと思います。

現在、弁護士人口が急激に増加しており、仕事のあり方も従前とは、だいぶ異なってきたようです。しかし、一般の国民、市民の方々からするとまだまだ、弁護士の敷居はだいぶ高いと感じているように思います。

このようなスタッフ弁護士という存在は、弁護士側としても相応の努力をしているのだということを、国民、市民の方々にアピールできると思います。

また、スタッフ弁護士は、MLや、研修などを通じて全国的なつながりがあります。

そのため、各地の情報などが入りやすいと言うメリットがあるかと思います。

たとえば、民事法律扶助の取り扱いなど（審査要件等）、私は、てっきり全国的に同じなのかと思っていましたが、実際には、各地で異なっているということを知って驚きました。

裁判所の取り扱い（破産などの同時廃止基準や予納金額等）が異なっているのは、以前から言われていたことでしたが、これも合理的な理由を越えて（弁護士の数が少ないとか、経済格差が大きいなど）、異なった取り扱いが良いのか疑問があります。

このような全国的な事情を各单位会に情報提供していくということもあって良いのかなと思います。

2. スタッフ弁護士の待遇について

スタッフ弁護士は、採算を考えずに仕事をするというのが、前提なので、裁判官や検察官と同等の給料ということになっていますが、基本的には、任期があるので（原則2回の更新まで）、裁判官や検察官と本当の意味で同等かは疑問があります。

この点については、任期を無くしたほうが良いという議論もあったようですが、私自身は、任期はやはりあったほうが良いのではないかと考えています（任期があるのに、給料が、このままの体系でよいのかは疑問ですが。）。

というのは、任期がないスタッフ弁護士は、おそらく、常に事務所経営等の採算を考えざるを得ない一般の弁護士とは、良かれ悪しかれ相当に異なった考え方をし始めると思うからです。

あるいは、弁護士が、行政機関の事実上の監督を受け始めるということも生じないとはいえないのではないのでしょうか（特に、お金の管理は本部がするので）。

既に述べましたように弁護士の自治という観点からは相当に疑問があります。

3. スタッフ弁護士の給源について

私自身は、むしろ、その土地の地元単位会の弁護士が、持ち回りでやるべきではないかと思っています（弁護士の数が多くなってきているので、複数の弁護士の事務所も多くなっており、現実的にも可能だと思います。）。

スタッフ弁護士は、どこかの地元の単位会でもあまり良くは思われてはいませんが、その理由のひとつは、日本司法支援センター本部が、日弁連との連絡はあるにしても、単位会との十分な連携なしに一方的に送り込んでくることに原因があると思います。

また、スタッフ弁護士の仕事に対する誤解も多々あるように思います。

そこで、ひとつの解消法としては、地元で養成されたいしは、地元の弁護士が持ち回りで、地元のスタッフ弁護士になるほうがスムーズに行くと思います。

もちろん、現在、スタッフ弁護士として、赴任している弁護士は、登録して間もない弁護士が多いのも事実であり、その資質にも相当なばらつきがあると思います（私自身の反省もこめて）。

それを補助するために、スタッフ弁護士を支援するMLは、多数ありますが、果たしてそれだけで、サポート体制が充分なのかは大いに疑問があります。

この点についても、地元で養成されたいしは、地元の単位会の持ち回りでやるのであれば、この点のサポートもスムーズに行くと思います。

4. 公設事務所(司法過疎地型,都市型も含めて)との関係について

私自身が、感じたことを書いてみます（これはあくまでも私自身の独自の考えであり、しかも、充分検討していませんので、その点お断りします。）

公設事務所は、一般事件以外にも、他の事務所が採算的に受けたがらない事件を積極的に受けるということなのだと思いますが、その意味では、法テラスと重なっていると思います。

しかし、公設事務所の経営は、基本的には、普通の事務所と同じなので、全体としては、赤字が継続的に生じるようになっては、おそらく、存立そのものが危うくなると思います。

仮に、赤字の公設事務所の経費が、一般事務所会員の会費で賄われるとしたら、いずれ廃止すべきという意見もでてくるのではないのでしょうか。

韓国には、寄付で成り立っている「共感」という名称の法律事務所があるようですが、日本には、そもそも寄付で運営される事務所という発想自体なじむかどうか疑問があります。

そうだとすると、公設事務所と法テラスのスタッフ弁護士の事務所との線引きは、採算をまったく度外視できるかどうかによるのではないかと思います。

他方、公設事務所は、一般の事務所と同じでその運営に柔軟性があり、行動にも迅速性があるかと思います。一方、法テラスのスタッフは、その地位が、準公務員なので、硬直的な側面が否定できません（特に、お金が動くものについて）。

その意味では、公設事務所は、橋渡しの役割を前面に出して、まったく採算が合わないものは、法テラスに引き継ぎをしていくべきではないかと思います。

ちょっと、我田引水的水のかもしれませんが、例えば、各地方単位会ごとに一つずつ都市型の公設事務所を作り、そことのつながりを持ちながら、司法過疎地における公設事務所（ひまわり）なり、スタッフ弁護士の所在する法テラスの事務所が存在するような形になれば、より良いかなとも思います。

以上大分、不十分ですが、かなり独自の意見を自由に述べさせていただきました。私自身の認識不足も多分にあると思いますので、皆様の忌憚のないご意見など承ることができれば幸いです。

以上

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6（岡山市勤労者福祉センター2F）

TEL:(086) 231-1141 FAX:(086) 803-3677

ホームページ <http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail info@okayama-public-lo.jp

- 津山支所.....〒708-0062 岡山県津山市京町73-2丹沢ビル2階
TEL : 0868-31-0035 FAX : 0868-31-0036
- 岡山大学内支所.....〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1（岡山大学文化科学系 総合研究棟1階）
TEL : 086-898-1123 FAX : 086-898-1124
- 玉野支所.....〒706-0002 岡山県玉野市築港1丁目17番5号 サニーセブンビル202
TEL : 0863-33-6113 FAX : 0863-33-6115

岡パブログ <http://okapub.blog136.fc2.com/>